

令和2年5月15日

保 護 者 各 位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウィルス感染状況下における部活動等の再開及び 感染予防のための児童生徒の登校自粛について

平素より、本市新型コロナウィルス感染症対策のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、市内小中学校を5月11日から再開し、現在、授業中心の活動のみを実施しています。

5月14日、国は、一部地域を除き緊急事態宣言を解除、県及び本市においても、徐々に市民生活の再開への取り組みが進められています。このため、学校においても、授業以外の活動について順次再開します。また、緊急事態宣言を起因とする特例措置についても、取扱いを見直します。

については、今後の諸活動及び取扱いを、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、今後もご家庭での感染予防対策継続をよろしくお願ひいたします。

記

1 部活動及びスポーツ少年団等の活動について

5月18日より、部活動及びスポーツ少年団等は、感染の予防・衛生管理の徹底等最大限の取組みを行うことを条件とし活動を認めます。

この中で、校外の活動については、必要最小人数かつ必要最小時間での活動、及び衛生管理者の指名等の報告を条件に活動を認めます。

(※教育委員会に誓約書を提出)

ただし、対外試合及び活動時間外練習(朝練・自主練と称して小集団練習等)については、当面、自粛を継続とします。

※注1 活動再開にあたっては、運動不足になっている児童生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度の負担のかかる運動を避けること。また、個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができるよう活動の工夫をしてください。

※注2 外出自粛による運動不足から熱中症リスクが高まっています。マスク着用時は体内に熱がこもりやすくなり、のどの渴きが気付きづらくなることから、運動中のマスク着用はさけ、こまめに水分補給をしてください。

※注3 公共施設等の利用に関しては、各施設管理者の方針に従ってください。
公共施設等を利用する場合には、上記「誓約書(写)」を提示してください。

※注4 「誓約書」様式は、市ホームページにてダウンロード又は教育委員会窓口にて受け取ることができます。

2 感染予防にための児童生徒の登校自粛について

これまで、感染予防のための保護者の意向による児童生徒の登校自粛は、出席停止(欠席扱いにしない。)としていましたが、5月14日の緊急事態宣言の解除を踏まえ、本市の緊急事態宣言の解除は5月31日を予定しています。

よって、6月1日以降は同様の事例において、出席停止としない(欠席扱いとする。)ものとします。